

(一財)自治総合センター「コミュニティ助成事業」(コミュニティセンター助成)

この助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために行われています。

● コミュニティセンター助成事業

コミュニティセンター助成事業は、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るためのもので、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設等の整備事業が対象です。以下、助成の概要を記載していますが、詳細については、(一財)自治総合センターが作成している

「①令和9年度コミュニティ助成事業実施要綱」

「②令和9年度コミュニティ助成事業留意事項」 を必ずご確認ください。

1 助成の対象

コミュニティ組織（町内会、自治会等）

2 助成事業の基準

- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- (2) コミュニティ活動推進のために必要な施設であり、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設及びその施設に必要な備品の整備であること。
- (3) 国の補助金を受けたり、地方債を充てる事業でないこと。
- (4) 短期間に消費したり破損するような施設又は設備の整備でないこと。
- (5) 整備後の施設又は設備は、コミュニティ組織が維持管理すること。

3 対象事業

コミュニティ活動推進のために必要な施設の建設とその施設に必要とされる備品（一般コミュニティ助成事業との併用不可）に要する経費。ただし、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去処理、外構に要する経費は対象外となります。

(注1) コミュニティセンターの建設地については、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外です。また、土地所有者全員からの承諾書等が得られない場合も対象外となります。

(注2) 土地、財源、住民の総意等において、助成決定後の事業実施が確実なものに限ります。

(注3) 建設事業については、主に新築を対象とします。新築完成後には保存登記し、事業実施年度内に登記簿謄本の提出が必要です。大規模修繕の場合は、建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用しているもので、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独のコミュニティ組織（保存登記済）となっているものに限ります。

(注4) コミュニティセンターの建設地及び対象建物については、事業実施後に抵当権等が付着することがないようにしてください。

4 助成金額

対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額

ただし、1件につき2,000万円を限度とする（10万円単位）

5 助成申請の締め切り

令和8年9月30日（水）

6 助成の決定（申請した事業が採択された場合）

決定通知令和9年3月末～4月上旬頃

7 事業期間（申請した事業が採択された場合）

令和9年5月上旬～令和10年1月末

（注）令和10年1月末までに実績報告をする必要があります。

8 留意点

- ◆審査は、自治総合センターが行います。よって申請した事業が採択されるかについて、総社市ではわからないため、問い合わせ等にはお答えできません。
- ◆審査は、「書類審査」となります。説明不足や漏れのないよう、必要な書類をしっかりと揃えて提出してください。
- ◆助成を受ける建物の入り口等、広報効果の上がる場所に、プレート（「宝くじの助成を受けた」ことがわかる表示）の設置が必要になります。

※表示デザイン（宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル）



表示は、自治総合センターが示す、コミュニティ助成事業留意事項・別紙2「**宝くじの社会貢献広報の仕方**」及び「**宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル**」に従い、助成を受けた備品等の全てに、短期間に広報効果が損なわれる退色・剥離等を生じないように、固定プレート、印刷・ペイント、縫い付け、シール等の定められた方法で表示してください。

また、デザインは原則として、カラーの標準デザイン（左記図）を使用してください。

（注）表示デザインは、自治総合センターのホームページからダウンロードできます。

- ◆助成対象事業の内容を変更する場合には、必ず事前に自治総合センターの承認が必要です。

9 お問い合わせ、申し込み先

総社市人権・まちづくり課国際・交流推進係

電話：0866—92—8242

E-mail jinken-machi@city.soja.okayama.jp